

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の社会保障施策経費への充当状況

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。  
令和6年度四国中央市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

### 1. 地方消費税交付金予算額

総額	従来分	社会保障財源分
千円	千円	千円
1,952,000	919,000	1,033,000

### 2. 社会保障施策への充当状況

充当先		令和6年度予算額	財源内訳				
			特定財源		一般財源		
			国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
社会福祉費	社会福祉総務費	1,214,904	399,012	7,013	250,000	558,879	
老人福祉費	介護保険費	1,872,261	83,313	0	150,000	1,638,948	
	後期高齢者医療費	1,606,341	275,731	326	150,000	1,180,284	
児童福祉費	児童福祉総務費	2,786,129	1,477,737	350,162	283,000	675,230	
	保育所費	1,031,835	3,890	50,943	50,000	927,002	
	こども医療費	431,512	66,703	16,136	50,000	298,673	
生活保護費	扶助費	1,200,000	917,000	8,000	50,000	225,000	
保健衛生費	予防費	267,682	3,161	0	50,000	214,521	
合計		10,410,664	3,226,547	432,580	1,033,000	5,718,537	